

幕別町職員の降給に関する条例の概要

1 制定趣旨

定年の引上げに伴い導入される役職定年制及び60歳に達した日後最初の4月1日以後の給料7割措置の制度は、職員の意に反する降給として位置づけることとなることから、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第27条第2項及び第28条第3項の規定に基づき、条例において降給に係る規定を整備するため、本条例を制定するもの。

2 降給について

降給とは、法に定められている分限処分的一种であり、法第27条第2項において「職員は、この法律で定める事由による場合でなければ、その意に反して、降任され、又は免職されず、この法律又は条例で定める事由による場合でなければ、その意に反して、休職され、又は降給されることがない。」と規定されている。

降任、免職の事由については法第28条第1項に、また、休職の事由については法第28条第2項に、それぞれ規定されているが、降給の事由については法にその事由の規定がないことから、本条例において定める必要がある。

【降任・免職の事由】（法第28条第1項）

職員が、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、その意に反して、これを降任し、又は免職することができる。

- (1) 人事評価又は勤務の状況を示す事実を照らして、勤務実績がよくない場合
- (2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
- (3) 前2号に規定する場合のほか、その職に必要な適格性を欠く場合
- (4) 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた場合

【休職の事由】（法第28条第2項）

職員が、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、その意に反して、これを休職することができる。

- (1) 心身の故障のため、長期の休養を要する場合
- (2) 刑事事件に関し起訴された場合

3 降給の種類（第2条）と降給の事由（第3条、第4条）

① 降格

給料表の下位の職務の級に変更すること。

- ・ 降任により現に属する職務の級より下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場合
- ・ 職員の勤務の状況を示す事実に基づき勤務実績が良くないと認められる場合において、指導等の措置を行ったにもかかわらず、なお勤務実績が良くない状態が改善されないとき
- ・ 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないことが明らかな場合
- ・ 適格性を欠くと認められる場合において、指導等の措置を行ったにもかかわらず改善されないとき

② 降号

同一の職務の級の下位の号給に変更すること。

- ・ 職員の勤務の状況を示す事実に基づき勤務実績が良くないと認められる場合で、かつ、その職務の級に分類されている職務を遂行することが可能であると認められる場合において、指導等の措置を行ったにもかかわらず、なお勤務実績が良くない状態が改善されないとき

③ 法第28条の2第1項（管理監督職勤務上限年齢による降任等）に規定する降給

他の職への転任により、現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場合において降格すること。

④ 60歳以上の給料7割措置（附則第2項）